

議案第141号

区の事務所の名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する
条例案

区の事務所の名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和24年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条の表城東区の項中「中央3丁目4番29号」を「中央3丁目5番45号」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

城東区の区の事務所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

区の事務所の名称、位置及び所管区域に関する条例（抄）

第1条 区の事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

区 分	事務所の名称	事務所の位置
省 略	省 略	省 略
城 東 区	省 略	大阪市城東区中央3丁目 <u>4番29号</u> 5番45号
省 略	省 略	省 略